

# 定 款

一般社団法人富山県トラック協会

# 目 次

<b>第1章 総 則</b> .....	<b>1</b>
(名 称) .....	1
(事務所) .....	1
<b>第2章 目的及び事業</b> .....	<b>1</b>
(目 的) .....	1
(事 業) .....	1
<b>第3章 会 員</b> .....	<b>2</b>
(本会の会員) .....	2
(会員資格の取得) .....	2
(経費の負担) .....	2
(退 会) .....	2
(除 名) .....	2
(会員資格の喪失) .....	2
<b>第4章 総 会</b> .....	<b>3</b>
(総 会) .....	3
(権 限) .....	3
(開 催) .....	3
(招 集) .....	3
(議 長) .....	3
(議決権) .....	4
(代理人による議決権の行使) .....	4
(決 議) .....	4
(議事録) .....	4
<b>第5章 役 員</b> .....	<b>4</b>
(役員の設置) .....	4
(役員の選任) .....	5
(理事の職務及び権限) .....	5
(監事の職務及び権限) .....	5
(役員の任期) .....	5
(役員の解任) .....	5
(報 酬) .....	5
(名誉会長及び顧問) .....	5

<b>第6章 理事会</b> .....	<b>6</b>
(構成) .....	6
(権限) .....	6
(招集) .....	6
(決議) .....	6
(議事録) .....	6
<b>第7章 専門委員会</b> .....	<b>6</b>
(専門委員会) .....	7
<b>第8章 事務局</b> .....	<b>7</b>
(事務局) .....	7
<b>第9章 資産及び会計</b> .....	<b>7</b>
(事業年度) .....	7
(事業計画及び収支予算) .....	7
(事業報告及び決算) .....	7
<b>第10章 定款の変更及び解散</b> .....	<b>8</b>
(定款の変更) .....	8
(解散) .....	8
<b>第11章 公告の方法</b> .....	<b>8</b>
(公告の方法) .....	8
附 則 .....	8

# 一般社団法人 富山県トラック協会定款

【最終改正】平成 24 年 5 月 21 日

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、一般社団法人富山県トラック協会という。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

2 本会は必要に応じ支部を設けることができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 本会は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることによって、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達をはかり、もって公共の福祉の増進に寄与するとともに、会員相互の連絡協調の緊密化を図ることを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 貨物の輸送の安全の確保及び輸送サービスの改善に関する事業
- (2) 貨物自動車運送事業に係る公害の防止、地球温暖化防止その他の環境の保全に関する事業
- (3) 国民生活に不可欠な物資等の安定供給の確保するための体制を整備する事業
- (4) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
- (5) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業
- (6) 貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上のために行う広報及び施策の実施
- (7) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化を図るための指導、調査及び研究並びに統計の作成、資料の収集及びこれらの発表
- (8) 貨物自動車運送事業に関する意見の発表及び行政庁又は関係団体への申出
- (9) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業等を行う貨物自動車運送事業者の全国団体への出せん
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、富山県において行うものとする。

## 第3章 会 員

### (本会の会員)

第5条 本会は、次に掲げる者であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

(1) 貨物自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除き、特定第二種利用運送事業者を含む。以下、同じ。)を営む者であって、富山県内に営業所を有する者

(2) この法人の趣旨に賛同して入会を希望する者

2 前項に定める者のうち、第1号の者をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### (会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出するとともに、第7条第1項に定める入会金を納めなければならない。

2 会員の資格は、前項手続きの完了を確認の上、会員名簿に登載された日から生ずる。

### (経費の負担)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより入会金及び会費を納めなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

3 会長は、本会の運営上特に必要と認めるときは、総会の決議を得て臨時会費を徴収することができる。

4 本会の運営上特に必要と認めるときは、理事会の決議により、必要経費の全部又は一部負担金として、別途特別会費を徴収できるものとする。

### (退 会)

第8条 退会しようとする会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除 名)

第9条 社員で次の各号の一に該当する者は、総会の決議によって除名することができる。

(1) 本会の名誉をけがし、または信用を失うような行為があったとき。

(2) 定款又は総会の決議を遵守しないとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名した社員には、その理由を明らかにした文書をもって通知する。

3 除名された者は、除名された日から1年間本会の社員となることができない。

### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失し、すでに納入した金銭、その他本会の資産に対して何等の請求をすることができない。

(1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 第5条第1号の社員が次のいずれかに該当するに至ったとき。
  - ① 富山県内の営業所をすべて廃止したとき。
  - ② 事業を廃止又は取り消されたとき。
  - ③ 事業を休止又は一部停止した場合であって、その休止又は停止期間満了後も事業を再開しないとき。

## 第4章 総会

### (総会)

第11条 総会は、第5条第1号の会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

### (権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 名誉会長の推挙
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 社員の除名
- (7) 本会の解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第13条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集の通知は、総会の日時及び場所、目的である事項、議案の概要等を示した書面で1週間前までに通知する。

3 社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

### (議決権)

第 16 条 社員は、各々一個の議決権を有する。

### (代理人による議決権の行使)

第 17 条 社員は、議決権の行使を代理人に委任して行うことができる。ただし、代理人は委任された社員の委任状を提出しなければならない。

2 代理人によって議決権を行使する社員は、総会出席者とみなす。

### (決 議)

第 18 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

### (議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び議事録署名人2名以上が署名又は記名押印し、保管するものとする。

## 第5章 役 員

### (役員の設定)

第 20 条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 4名以内

専務理事 1名

常務理事 2名以内(本会の運営上必要なときに選任する。)

理 事 21名以上35名以内(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)

監 事 2名以上4名以内

2 前項の会長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事、副会長及び常務理事をもって業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この本会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事、増員として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第 25 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるに、ふさわしくない行為があると認められるとき。

### (報酬)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事、監事及び社員外の理事、監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

### (名誉会長及び顧問)

第 27 条 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、多年にわたり本会の会長として業界の発展に寄与し、功績顕著な者に対し、総会の

決議により会長が委嘱する。

- 3 顧問は、業界の発展に寄与し、功績顕著な者に対し、総会の決議により会長が委嘱する。
- 4 名誉会長及び顧問の任期は、役員に準ずるものとする。
- 5 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ又は理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会に上程する議案の決定
- (5) 総会から委任された業務執行の決定
- (6) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (招集)

第30条 理事会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、第22条第2項の業務分担に基づき、他の理事が理事会を招集する。

### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 専門委員会

### **(専門委員会)**

第33条 本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議により、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## **第8章 事務局**

### **(事務局)**

第34条 本会の日常事務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局の事務分掌及び職員に関する事項は理事会の決議により別に定める。

## **第9章 資産及び会計**

### **(事業年度)**

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### **(事業計画及び収支予算)**

第36条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

### **(事業報告及び決算)**

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、通常総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解 散)

第 39 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 40 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 11 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は綿貫勝介、榮 作次とする。